

令和 3 年度 第 1 回静岡県森の力再生事業評価委員会

日時	日時：令和 3 年 8 月 6 日（金）午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
会場	静岡県男女共同参画センターあざれあ 5 階第 3 会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員（敬称略・50 音順） 小南陽亮（委員長）、恒友 仁（委員長代理）、井上隆夫、木村美穂、倉田明紀、豊田和子、榎本正明、波多野初枝（8 人） ○ 事務局（県側出席者） 細谷農林水産担当部長、浅井森林・林業局長、小池森林計画課長、川合農林技術研究所森林・林業研究センター技監、渥美産業政策課長 他
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 挨 捶 3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 評価委員会の年間開催計画 (2) 令和 2 年度の提言に係る対応の報告 (3) 令和 2 年度事業費実績の報告 (4) 令和 2 年度事業分の評価対象箇所の選定 (5) 事業実施箇所のモニタリング結果の報告 4 そ の 他 5 閉 会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次第、出席者名簿、座席表 ○ 配布資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会の年間開催計画（案） ・ 令和 2 年度森の力再生事業評価委員会の提言に係る対応 ・ 森の力再生事業 第 2 期（H28～R2）事業費実績 ・ 評価対象箇所の選定について（案） ・ 令和 2 年度実績一覧表 ・ 令和 2 年度森の力再生事業評価対象箇所 位置図 ・ 事業実施箇所のモニタリング調査について 他

	<p>(1)評価委員会の年間開催計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和2年度評価対象箇所」「事業完了後3年以上経過した箇所」の検証を行い、評価、提言を行うことを決定した。 <p>(2)令和2年度の提言に係る対応の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信は、動画の作成を県内の学校に提案するなど、多くの人たちの興味を引く手法の検討やホームページやSNS等で発信する情報に簡単にたどりつけるよう配慮すること大切との意見が出された。 ・広報パンフレットは、効果をわかりやすい数値で示す内容とすることで、効果的な情報発信となるとの意見が出された。 <p>(3)令和2年度事業費実績の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業を着実に実行していくべきとの意見が出された。
結果概要	<p>(4)令和2年度事業分の評価対象箇所の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年事業を行っているものの、事業規模が小さいことから評価対象に選定されていない事業者についても評価すべきとの意見が出された。 <p>(5)事業度実施箇所のモニタリング結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も専門的な観測で継続して効果を確認すべきとの意見が出された。

令和3年度 第1回 静岡県森の力再生事業評価委員会 議事録

日時：令和3年8月6日（金）13:30～15:30
場所：静岡県男女共同参画センターあざれあ
5階第3会議室

（渥美 経済産業部管理局産業政策課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催いたします。私は静岡県経済産業部産業政策課の渥美と申します。本日、司会を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、静岡県経済産業部細谷農林水産担当部長から御挨拶申し上げます。

（細谷 農林水産担当部長）

皆様、こんにちは。農林水産担当部長の細谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様には、静岡県森の力再生事業評価委員をお願いしたところ、お忙しいにもかかわらず、快くお引き受けくださり、本当にありがとうございます。また本日は大変お忙しい中、また大変厳しい暑さの中、御参加いただき、重ねてお礼を申し上げます。

御案内のとおり、新型コロナウィルスの感染拡大、静岡市がまん延防止等重点措置の対象地区に指定されるという見込みであります。こうした中、この会議を開催するということで、3密を避け、感染防止対策に十分配慮して実施をさせていただきますので、皆様から何かお気づきの点があれば申し出でいただければと思います。

この委員会ですが、森の力再生事業が県民の皆様の幅広い御負担、いわゆる森林（もり）づくり県民税によって賄われているということでございますので、税金の使途の透明性を高める、あるいはこの事業そのものをよりよい事業とするために、事業の執行状況、あるいは効果について検証、評価をいただくためにこの委員会を開催しているということでございます。委員の皆様には、それぞれ専門のお立場から御意見を頂戴できれば、大変幸甚に存じます。

さて、先月、熱海市で甚大な被害をもたらした大雨、長雨、こうした地球温暖化の影響とも言われておりますが、山地での災害のリスクというのは、近年毎年毎年高まっているというふうに考えています。こうした中で、森林の有する山地災害に対する効果、あるいは水源涵養の効果といいわゆる森の力というものが、改めて重要なになってくると考えています。

この森の力再生事業は、平成18年度から開始をしたところでございます。令和2年度までに1万8,000haの森林を再整備してきたということです。令和3年度からは第2期の後期の計画として、令和7年度までに約5,600haの森林をさらに整備していくことということで考えておりまして、森林（もり）づくり県民税も、県民の皆様に御負担いただくということで、5年間延長をさせていただいたところでございます。

本日は昨年度の事業全体の実績を報告させていただいて、その中から委員の皆様に評価をしていただく箇所を選定していただくというようなことで会議を進めていきたいと思いますので、忌憚のない御意見の方をどうぞよろしくお願いします。それでは、どうぞよろしくお願いします。

(渥美 産業政策課長)

続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。会議資料のうち、次第の裏面、委員名簿を御覧ください。名簿に記載された順序に従って御紹介させていただきます。

まず一般社団法人静岡県環境資源協会事務局長の井上隆夫様です。

(井上委員)

井上と申します。よろしくお願ひいたします。

(渥美 産業政策課長)

きむら工房代表の木村美穂様です。

(木村委員)

よろしくお願ひします。

(渥美 産業政策課長)

静岡県中小企業団体中央会の倉田明紀様です。

(倉田委員)

倉田です。よろしくお願ひします。

(渥美 産業政策課長)

静岡大学教育学部教授の小南陽亮様です。

(小南委員)

小南です。よろしくお願ひします。

(渥美 産業政策課長)

一般財団法人静岡経済研究所理事の恒友仁様です。

(恒友委員)

恒友です。よろしくお願ひします。

(渥美 産業政策課長)

一般社団法人静岡県法人会連合会の豊田和子様です。

(豊田委員)

豊田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(渥美 産業政策課長)

静岡大学農学部准教授の檜本正明様です。

(榎本委員)

榎本です。よろしくお願ひします。

(渥美 産業政策課長)

静岡県消費者団体連盟の波多野初枝様です。

(波多野委員)

波多野です。よろしくお願ひいたします。

(渥美 産業政策課長)

なお、常葉大学大学院環境防災研究科准教授の浅見佳世様、及び静岡県弁護士会の原田健一様におかれましては、所用により本日御欠席されております。名簿上の原田様の御出席、丸になっておりますけれども、急遽の変更ということで御了解ください。

委員の皆様には本年6月に本委員会の委員に御就任をいただきました。任期は令和3年6月12日から令和5年6月11日までの2年間となります。皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますよう、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、本日、先ほどもありましたけれども、感染拡大の折での開催となります。換気等、留意した上で、またマイクの受け渡し等についても、消毒等配慮をしてまいりますけれども、御不便をおかけするところがあるかと思います。御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員会の成立要件について御報告します。本日は10人の委員の方のうち8人が御出席されております。本日お付けしております委員会設置要綱第5条第2項の規定に照らしまして、出席者は委員の過半数を超えてであることから、委員会は成立していることを御報告いたします。

なお、県側の出席者につきましては、先ほどの委員名簿の下方の表に記載のとおりであります。

また、本委員会は、県が定める情報提供の推進に関する要綱に基づきまして、公開対象となっております。議事の内容につきましては、録音し、議事録を作成いたします。議事録は後日皆様に御確認いただいた上で、県のホームページなどで公開いたしますので、あらかじめ御了承願います。

また、本日は、委員の改選後初めての委員会となりますので、初めに委員長をお選びいただきたいと存じます。委員長につきましては、設置要綱第4条第2項の規定により、「委員長は委員の互選によりこれを定める」としております。どなたか御推薦をいただけませんでしょうか。

豊田委員、お願ひします。

(豊田委員)

小南委員にお願いするのがよいのではないでしょうか。

(渥美 産業政策課長)

ありがとうございます。ただいま豊田委員から小南委員の御推薦がありました。皆様、御異議の方ございませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。それでは、小南委員に委員長をお願いさせていただきます。小南委員におかれましては、委員長として2年間よろしくお願ひ

いたします。委員長席の方へ移動をお願いいたします。（小南委員、委員長席へ移動）

それでは、次に委員長代理の指名をお願いいたします。委員長代理については、設置要綱第4条第4項の規定により、「委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」としております。小南委員長、御指名をお願いいたします。

（小南委員長）

それでは、私が森林とか環境面でのどちらかというと専門でございますので、経済面にお詳しい方という考え方で、恒友委員にお願いできませんでしょうか。

（渥美 産業政策課長）

御了解いただけたということで、ありがとうございます。それでは、恒友委員におかれましては、委員長代理として2年間よろしくお願いいたします。副委員長席への移動をお願いいたします。（恒友委員、副委員長席へ移動）

では、改めまして、小南委員長、恒友委員長代理に一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

（小南委員長）

それでは、改めまして、静岡大学の小南と申します。どうぞよろしくお願いします。

委員長ということで、大変重責を感じておりますけれども、この評価委員会に関わりまして、もう長いもので、10年ぐらいになるということでありまして、長く見ておりまして、10年前に比べましても、先ほどの御挨拶にもありましたように、森林をしっかりと整備していくということについて、いろいろな方面で、多面的機能というふうに申しますけれども、そういった点でますます重要度が増しているように感じております。

この事業は、どちらかというと環境保全面の機能を高めるという要素が強いんですけれども、それだけではなくて、木材資源をきちんと後世にしっかりと整備して残しておくという意味でも重要性が高まっていると思います。といいますのは、カーボンニュートラルをこれからますますより本格的に取り組んでいくということは、日本全体としてもそうですし、静岡県におかれましても、その点は同じということありますので、やはり木材資源をしっかりと整備して後世に残して、そういうたいわゆる化石燃料由来のエネルギー資源ではなくて、きちんと空気中から光合成で取り入れた炭素由來の資源ということで、木材資源を有効活用するというそういう事業は、これからますます高まるということありますので、きっちりと本事業によって森林整備をすることで、そういった資源を残していくと、そういう面でも重要性が高まっていると思います。

また、本来の環境保全面ですね、生物多様性ですとか、それから先ほどの御挨拶にもありましたように、防災面、水源涵養等々の機能を充実させていく、きちんと整備して維持していくということが重要であることは、これまで以上になるということでありまして、気候変動がありますので、そういった面でもますます重要度が高まってまいります。

皆様におかれましては、森林というものは、長い目で見なければいけない対象であります。今年、何かをやったからといって、来年すぐ効果が出るという代物ではありませんので、ぜひともこれから10年後、20年後、あるいは50年後、100年後の県民の皆様が、この事業をやっていたおかげで、いいものが今残っているというふうに思ってもらえるような、そういった事業になるように、この委員会でぜひ活発に御検討、御意見いただいて、事業をよりよいものにしていただければというふうに思

います。

ちょっと長くなりましたが、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(渥美 産業政策課長)

ありがとうございます。それでは、恒友委員長代理、よろしくお願ひいたします。

(恒友委員長代理)

改めまして、静岡経済研究所の恒友でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私はまだこの委員会に関係してから2年程度だと思うんですけれども、そういう中でまだまだ私より長い方もいらっしゃるんですが、せっかくの御指名ですので、委員長のサポート役として務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長から経済面でというお話があったんですけど、この事業も経済も今時代の流れというのはSDGsであり、グリーンであり、とにかく共通したワードが多いものですから、特に私、経済の人間だからといって、ちょっと外からという感じもなくて、真正面で見ていくらいかなと思います。

また、私もそもそも個人的にですけれども、静岡市の山奥の方で育っていました、もともと森林には小さいころからなじみがあったし、私の両親の実家なんかは、それこそこういった森林事業の対象になるようなところにおりましたので、個人的にも非常に以前から関心が高かったというところもございます。ですので、この委員としても、個人としても、静岡県として森林事業にかかるところをきっちりと見ていくらいかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(渥美 産業政策課長)

ありがとうございました。それでは、これから議事の方に移らせていただきます。今後の議事進行につきましては小南委員長にお願いいたします。

(小南委員長)

それでは、次第により議事を進めさせていただきます。

初めに、議事1、評価委員会の年間開催計画について、事務局より説明をお願いします。

(大石 産業政策班主任)

事務局の大石です。今年度から評価委員会を担当させていただきますので、よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

では、評価委員会の年間開催計画について御説明いたします。1ページ目の資料1を御覧ください。本年度は評価委員会を3回、現地調査を1回計画しております。

第1回委員会では、今御説明しております評価委員会の年間開催計画をお諮りし、令和2年度の提言に係る対応の報告、令和2年度事業費実績の報告、令和2年度に実施した箇所のうち、本年度評価いただく対象箇所の選定についての御審議を予定しております。また、最後に、事業実施箇所のモニタリング結果の報告を予定しております。

続きまして、第2回委員会は9月から10月に開催を計画しております。審議内容につきましては、本日選定していただきました令和2年度の実施箇所について個別に検証をしていただきます。

10月から11月には、施工箇所を現地で評価していただく現地調査を予定しております。

続きまして、第3回委員会は、年が明け、1月から2月に開催を計画しております。審議内容といたしましては、事業完了後3年以上経過した箇所の検証を実施していただいた後、令和2年度実施箇所と3年以上経過した箇所の評価と提言の取りまとめをお願いしたいと考えています。

以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

(小南委員長)

ありがとうございました。それでは、今年度の評価委員会は事務局案のとおり進めるということでおよしいでしょうか。（「了解」の声あり）ありがとうございます。それでは、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

次に、議事の2、令和2年度の提言に係る対応の報告について、事務局よりお願ひします。

(刑部 森の力再生班長)

森林計画課の刑部と申します。令和2年度の提言に係る対応について説明させていただきます。パワーポイントを使って説明させていただきます。

説明に先立ちまして評価委員会についてや、昨年度2月に提言をいただいたときの土屋委員長へのインタビューを動画にしたものがございますので、そちらを先に御覧ください。（動画鑑賞）

ありがとうございます。この動画は、これユーチューブにも上げているんですけども、昨年度いただいた提言とかについてまとめたものでございます。

改めまして、令和2年度の提言に係る対応について、説明させていただきます。資料2という資料をご覧ください。そちらが令和2年度提言に対する対応としてまとめたペーパーになります。その内容について、パワーポイントを使って説明させていただきます。

昨年度事業評価委員会からいただいた提言は5つあります。それぞれについて、対応を説明させていただきます。1つ目の提言は、事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策及び市町との連携並びに民間との協働を進めてくださいという内容です。この提言には、農林事務所ごとに設置している森の力再生調整会議等を通じて、他部局及び市町が実施する関連施策との連携や、民間との協働による森林整備を促進することとして対応してまいります。

こちらのスライドは、森の力再生事業の計画と実績をあらわしたものです。平成18年度から事業を開始しまして、28年度からは第2期ということで、赤い部分になりますが、10カ年の計画に取り組んでおります。事業は順調に進捗しまして、令和2年度までに1万8,000haの整備が完了しております。第2期計画の残りの5,600haの荒廃森林の再生を、森林（もり）づくり県民税を令和7年度まで5年間延長しまして取り組んでいくこととしています。事業の実施に当たりましては、事業の効果が最大限に発揮されるよう、森の力再生調整会議等を通じまして、森林環境譲与税を活用して、地域の実情に応じた森林整備を行う市町とも協力・連携して進めてまいります。

次ですが、提言1のうちの民間との協働という部分についての説明でございます。台風などに伴う大規模停電の原因の1つとして、風倒木による電柱の倒壊や断線などの指摘がされています。このため、県は電力事業者と協働して取り組み、停電の予防対策として、電線沿いの樹木の予防伐採の取り組みを進めています。

森の力再生事業においても、さきに説明しましたが、森の力再生調整会議などを活用しまして、予防伐採の実施要望箇所の情報共有を図りまして、昨年度は下田市とか函南町、富士宮市、磐田市の4

力所で、電力事業者と連携した予防伐採の取り組みを実施しました。写真は磐田市の大平の整備実績で、平成30年度に台風24号で発生しました倒木の処理にあわせまして、電線付近の倒木の恐れのある樹木の伐採をあわせて実施した様子です。

具体的には右側の図の点線を境にして、森の力再生事業の実施にあわせて、電力事業者による電線付近木の伐採を同時に行つた事例になります。今年度も森の力再生事業の実施に合わせて予防伐採などの顕在化した課題に対応する、民間との協働による森林整備を進めていきたいと考えています。

提言2は、伐採した木材や竹材の利活用に引き続き努めてくださいという提言でございます。この提言には、伐採した木材を土砂流失防止のための柵工等に活用するなど、林内での利用をする。また、作業道沿いなど、搬出可能な木材や竹材については、調整会議等において情報共有を図り、利用を希望する者とのマッチングを図ることにより、対応してまいります。

森の力再生事業は、道路から離れていたり、傾斜が急であったりなどの理由により、所有者による手入れが行き届かない荒廃森林を整備することで、森林の持つ山崩れや土砂災害の防止といった機能の向上を図ることを実施しております。

また、昨今の台風時などにおいて、漁港とか漁業施設への流木被害が発生していることもありますし、流木の発生防止として、上流の荒廃森林の整備が求められております。そのためにも、下流に流出しないように、伐採木の適切な処理が求められております。

このため、森の力再生事業においては、左側の写真のとおり、伐採した木材は等高線上に平行に安定処理しまして、表土の流出防止などに活用したり、中央の写真のように、特に表土が流れやすい場所については、伐採した木を加工しまして、土留め柵工とするなど、林内で有効活用しています。

また、荒廃森林の再生という事業目的のために伐採した木材は、林内で十分活用しておりますが、可能な範囲で搬出し、利用を促進しております。令和2年度は1万5,000立米の搬出を実施しております。これは木造住宅に換算しますと約380棟分に該当する量でございます。

また、調整会議においては情報共有などをしまして、利用者とのマッチングなどを図っております。その事例は残念ながら少ないんですが、以前報告したように、森の力再生事業で伐採しました竹を海岸防災林の整備をする際の竹簾として利用した事例がございます。

次、3番目の提言でございます。事業実施に係る技術力の向上や安全確保に取り組んでくださいという内容です。この提言には、伐倒技術の向上のための技術講習会の開催や、整備者に安全管理体制の強化を指導するとともに、森林整備の経験の少ない新規参入の整備者やNPOに対し、重点的に巡回指導することにより対応してまいります。

昨年度は左側のグラフのように、森の力再生事業の現場で事業を開始以降最大件数となります7件の事故が発生してしまいました。そのうち6件は伐倒作業、木を切り倒す作業中の事故でして、改めて森林整備の作業の基本となる伐倒技術の向上や、安全作業の周知徹底に取り組んでおります。昨年度は造園業者やボランティア団体などによる事故も発生したことから、森林整備の経験の少ない整備者に対しては、重点的に現場を訪問するなど、安全パトロールを実施してまいります。

写真は今年度6月に事業を開始した現場において、安全点検を実施した状況です。農林事務所の職員が森の力再生事業の整備地において、作業員の方に着用している安全装備を確認するとともに、事故が発生してしまった場合の連絡方法や対応について聞き取りをして、現場における手順とか、注意事項の確認を実施しました。また、写真は切り株の様子なんですが、この様子を確認して、しっかりと受け口をつくったり、ツルが残されているかなど、正しい伐倒方法が守られているかというようなことを確認しています。

次、提言4でございます。納税への理解が一層促進されるよう、事業の目的と効果をわかりやすく情報発信するとともに、ソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してくださいという内容です。

この提言については、整備が荒廃森林の再生に結びつくことを現地で実感できるイベントを開催するとともに、整備効果の数値化や動画による広報など、県民にわかりやすい情報の発信に努めてまいります。また、県や市町だけでなく、整備者みずからもSNSなどで話題性のある成果をタイムリーに情報発信するよう働きかけたりしてまいります。

スライドの左側の写真は、本年3月14日を開催しました森の力体験ツアーの様子です。河津町におきまして、山と海の体験を通じて、森林の大切さ、森の力再生事業の整備の効果に加えまして、森の海のつながりなどを体験していただくようなイベントを開催しました。県東部地域在住の親子などを中心に、11組28名の参加をいただき、参加者からは山と海はつながっていて、海を守るためにも山の整備が大切だということがわかったなどの感想をいただきました。

このイベントは開催に合わせまして、開催の状況をまとめた動画を作成しまして、ユーチューブで発信しております。ユーチューブに動画を掲載した際には、県の広聴広報課で管理していますLINEの静岡県公式アカウントを活用しまして情報を発信するなど、メディアミックスによる広報に取り組んでおります。

最後、提言の5番目です。県民への情報発信に加え、森の力再生事業に取り組もうとする整備者に向けての情報発信を検討してくださいという内容です。この提言には、事業概要や整備者要件を周知するホームページを作成するなど、建設業、造園業、森づくり団体等の機関誌へ記事掲載を依頼し、わかりやすく情報発信することにより対応してまいります。

スライドの左側のように、事業概要をわかりやすく動画を作成しまして、ユーチューブに公開しました。また、県のホームページに森の力再生事業の整備者になるための要件について説明するページを作成しました。また、本年6月に開催された静岡県森林土木建設協議会の研修会の場で時間をいただきました、事業への参入について説明を行ったところです。今後は造園業者等の機関誌へ森の力再生事業を紹介する記事の掲載をさせていただくことなどを予定しています。

本日配らせていただきました資料の中で、動画について説明した資料を1枚つけさせていただいております。こちらの「動画による情報の発信について」をご覧ください。資料にはQRコードがございますので、スマートフォン等でユーチューブを見ていただけると思います。真ん中のものが先ほど御覧いただいた提言書の手交に当たる部分です。一番上はふじっぴーと職員が写っている写真がありますけれども、こちらは森の力再生事業の概要について説明したもので、一番下のものが先ほど説明しましたイベントの内容について説明したものです。こちらは今のところ3つほど動画をつくって公開しております。

以上で提言に対する対応の方の説明になります。ありがとうございました。

(小南委員長)

ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして御質問、御意見、何か、どんなことでも結構だと思いますが、ありますでしょうか。いかがでしょうか。どのような観点からでもよろしいかと思いますが。

(井上委員)

環境資源協会の井上と申します。今回初めてということでちょっと教えていただきたいことも含めまして、お聞きしたいんですけれども、この事業、お話聞かさせていただいて、すごくいい事業だと感じまして、そういう中で県民の皆様への情報発信が重要で、令和2年度の委員の皆様からPRや情報発信が必要だと御指摘いただいたと思うのですけれども、これはかなり前から何回も言われておられるようなところなのかどうか。なかなかPRは難しいと思うんですけれども、令和2年から出たお話なのか、その前からのお話なのか、その点教えていただければと思います。

(小南委員長)

はい、では、よろしくお願ひします。

(刑部 森の力再生班長)

実は以前からも御指摘いただきまして、いろんな対応を県としてもしているような状況でございます。例えば、最近では動画とか、SNSとかというものを使いまして、以前も御指摘いただきまして、例えば実際現地を見ていただいた方がいいのじゃないかとか、例えば小学生とか、若い県民の皆様に御理解いただいた方がいいんじゃないかというような御指摘をいただきまして、対応しております。これからも御指摘をいただいたものに少しずつ対応しながら、県民の皆さんにわかっていただけるように努力をしていきたいなと考えております。

(小南委員長)

ありがとうございます。ほかに御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、私の方から1つ。実際に事業者さんへの講習、特に新規参入の事業者への安全講習、あるいは現地の見回り指導等されているということですけれども、安全講習や安全指導は、森林整備に携わる民間のいろいろな事業者、団体さんの力量をアップするという副次的な効果もあるのかなと思うのですけれども、特に新しく参入されたところに対する安全講習は、ある程度義務化というか、必ずやってくださいというような感じになっているのでしょうか。

(刑部 森の力再生班長)

義務化とまではいっていませんが、各7つの農林事務所がございまして、それぞれで整備者、必ず1カ所には現場に行って指導するようにというのを実施するようにしております。また、事故というのは、個人のミスというのも含めて、例えば組織として、もうちょっと足りなかつた部分があったのではないかという部分もあって、経営体への指導というのも当然実施するようにしております。

(小南委員長)

わかりました、ありがとうございました。特に安全管理は非常に重要なことですので、引き続き指導を徹底していただきたいなというふうに思っております。ほかに何か。

(恒友委員)

特に具体的な細かい話じゃないんですけれども、この資料2を見ると、1から5まで、情報共有とか、情報の発信という言葉が何度も出てくる。確かにこの事業の認知度、県民の中での認知度はまだ低い状況にあって、情報の共有、発信というのは重要なキーワードかなというふうに思います。

先ほど井上委員からも御指摘あったように、これらの提言は以前から言われていたのかという点はごもっともな御質問だと思います。対応のところに文面として書くと、ちょっと言い方は悪いんですけど、耳障りのいい言葉であるんですけど、こういった情報発信とか情報共有とかというのは、目的を達成するためにいかに具現化していくかということが、非常に重要であり、今後もそういった観点で、本質的に何をやるのかということを念頭に置きながら、情報発信をしていただけたらなと思います。

お示しになったQRコードも、確かにQRコードを見れば、皆さん見るんでしょうけど、そのQRコードにたどり着くまでがなかなか難しい。ですので、いかに県民の皆さんの中に触れるのか、興味を引くのかというところにも配慮していただきたいなというふうに思います。

(刑部 森の力再生班長)

ありがとうございます。この資料の真ん中の方に、今回「森林（もり）づくり県民税の延長のお知らせ」というものが1枚入っているんですけども、これは県民税の延長に伴いまして、県民の皆様にお配りさせていただいたものになります。ここにも先ほど言ったように、QRコードなんかを入れまして、こちらは県のホームページの方につながるようなことになっておりますけれども、県のホームページに来ていただければ、そこから動画に行くとか、いろんなできっかけをつくれればなと思っています。

こちらの紙は、県民の皆様に本年度かなりの枚数を配らせていただきまして、この大きな紙は約29万枚くらい配らせてもらって、各企業の方に配らせてもらっています。もう少し小さいのを個人の方ですが、そちらが63万枚くらい配って、同じような内容なんですけれども、まずきっかけとしてホームページにたどり着いていただいて、そこからもう少し展開していただければなと思うのと、先ほど説明させてもらった中にもあるように、県の公式LINEアカウントみたいなので、そちらも全員じゃないんですけども、情報の提供を希望する方については送れるような仕組みがありますので、そういったものを使いながら、きっかけができるだけつくっていきたいなというふうに考えております。以上です。

(木村委員)

動画の話が出たので。ここに「動画一覧」ということで3案ありますが、これって関わっている人たちがつくったものをアップしているじゃないですか。

例えば、それこそ若い世代の人たちにもっと知ってもらうためなら、県内の学校などに、こういう県民税があることを知ってもらうための動画をつくってアップしてもらえませんか、みたいな提案をしてみる。そうしたら、若い子たちが自分でその県民税の内容を把握してつくりますよね。もしそれがアップされたら、その親世代や、おじいちゃん、おばあちゃんなど、もっと幅広い世代の人たちに見てもらえるかもしれない。お金をかけずとも、県民の人たちに知ってもらえる事もあるのではないかと。

今の状態だと、みずから検索や調べていかないと、ここにたどり着かない気がします。もちろんこの動画をつくっていることはとてもいいことだと思いますが、もう少し違ったアプローチも出てくるといいかなと思いました。

(刑部 森の力再生班長)

ありがとうございます。確かにそういった若い世代のつながりで拡散していくというものもあるのかなと思って聞かせていただきました。今回整備者の皆さんにも、少し例えれば自分のＳＮＳ等で発信してくださいというようなことをお願いしたりもしています、そういったものと同じような切り口でもう少し県ではない違ったところから情報発信してもらえるようなことをまた考えていきたいなと思います。ありがとうございます。

(豊田委員)

豊田です。私は法人会連合会ということでここにいさせていただいているのですけれども、法人会の特に女性部会というのがあります、その一番大きな事業として子供たちに対する租税教育というのがあるんですね。その中で主に私どもは小学生が多いんですけれども、小学校6年生の倫理の授業、1学期の終わりごろに税に関する授業が必ず45分間1コマあるんです。それは学校の授業です。私どもも教室で租税教育という形で、希望する学校に行かせていただいているんです。ですが、そこでする授業、それから夏休みに紙芝居ですとか、学童クラブなどに行って、やっぱり租税教育活動やるんですが、全部国税関係なんです。

一度ちょっと提言したことがあります、せっかく静岡県でこういうすばらしい森林（もり）づくり県民税をやっているので、県民税だけれども、静岡県に限ってそのことでちょっとしたビデオとか、小学校の子供たちにもわかるような形での説明をさせてもらえないかということを法人会サイドの方で申し上げたところ、無理ですと言われてしまったんです。やっぱり国税に関する事、国税庁の担当ということなので、ちょっと無理ですということを言われました。

無理かもしれません、やっぱりちょっとあきらめきれないところがあります、そこで森と水の関係、海の関係、いろいろ子供たち今知っていますから、こういうことが静岡県でも取り組んでいるんですよということを小学校6年生、もっと小さな子供でもわかると思うので、そういう機会もあつたらいいなと思っております。今社会的にもカーボンニュートラルとか、先ほど小南委員長がおっしゃったように、ちょうど追い風といいますか、いろいろ関心も高まってきてる時期なのでいいのかなというふうに感じております。

(刑部 森の力再生班長)

ありがとうございます。今年もお子さん、先ほど説明したような河津でやったようなイベントなんですねけれども、主に親子連れ、小学校低学年から高学年ぐらいまでかなと思いますけれども、親子連れの皆さんに集まつていただいて、森と海の体験とかを通じながら、県民税のことでも御理解いただいてもらうようなイベントを私どもも考えておりますし、例えば農林事務所の方で実施しております、実際に森林整備をした現場とか、治山事業という県がやっている事業があるんですけれども、そういったもので小学校に行って教室を開いたりしているんですが、そういった中でも県民税のことについていたりして、子供さんにも少しその機会があるような形で取り組んでいきたいなというふうに思っております。少しずつでもやっていこうかなと。

(豊田委員)

その税金の授業の中で言ったのは全員が聞くわけですね。学校の公民の授業で1コマ必ずあるんです。そのときに。

(刑部 森の力再生班長)

そうですね。治山教室みたいなものだと学校のクラスにお伺いして、実際山崩れの話とかをしたり、そういういたものをする中で県民税による森林整備の話をさせていただくような感じです。

(豊田委員)

学校の授業の一環として学校の先生から税金の授業がありますから、税金の仕組みとか、国会でいろいろ予算が決まるとか、いろんな仕組みという中に5分でもいいので、静岡県ではこういうものをやっていますよということを加えていただけたら、もうそこで全員に浸透するんです、と思っています。

(小池 森林計画課長)

森林計画課長の小池です。よろしくお願ひいたします。県の事業の広報というのは大変難しくて、私も以前に広報課にいたんですけど、プッシュ型で送る県の代表的なものとしては「県民だより」、これ各戸配付になります。紙ベースなので読み返せるという良さがあつたり、年代を問わず見ていただけるというところがあるんですけど、やはり基本はプッシュ型で送るという形になるかと思います。こういったチラシは納税通知書とか、そういうのに一緒に入れてこの事業の周知というのを1つさせていただいているというのが1点です。

それから、当然情報が欲しくて見に来られる方というのはいらっしゃるものですから、そういう方々には先ほど来紹介しているように、ホームページであるとか、そういうところを充実していくという形になりますね。動画なんかもどうやってたどり着くかというのは、まさにそのとおりで、興味がなければたどり着いても見ていただけませんし、そこをどういった工夫をしていくかというあたりが一番重要なのかなと思っております。

それから、もう1点お話があったのが、小学校であるとか、学校教育の中で何か上手に取り組めないかというお話があったかと思います。こちらのチラシにありますように、税の方は県の税務課、そちらの方と連携しながらやっております。税務課ベースで言いますと、税の週間というのが毎年ありますし、そういう中で本事業の説明なんかをさせていただいたりであるとか、税務課独自でも学校の方ですか、といったところへ行って話をしているという話も聞いたことがございます。委員の皆さんからお話を伺う中で、学校教育の中で小学生、お子さんに働きかけること、それが御家族につながって広がるのではないかというお話を伺いました。

私の知る範囲ですと、教育委員会の方で先生向けの冊子として「Eジャーナル」というのをたしか月刊で出しておりますね。先生がしっかり読み込む県民だよりとか、そんなような感じで紙媒体の新聞みたいなものです。例えばそういう中に教材としてカーボンニュートラルとか、いろいろ関心が高まる中で、税を使ってこんなことをやっているよということが、例えば教材ベースで紹介できれば、先生に興味を持っていただかないとなかなか授業で取り込んでいただけるというところがないと思いますので、ちょっとそんな手法も何となく皆さんのお話を聞いていて思いつきましたので、ちょっとと今年度どこまでチャレンジできるかわかりませんが、ちょっとと考えていきたいと思います。以上でございます。

(小南委員長)

ありがとうございました。最後に1つということでよろしくお願ひします。

(波多野委員)

すみません、本当に大したことではないんですけど、これをね、あなたの納税額が決まりましたっていうのに入れてくださってあったんですけど、ちょっと見落としがちだったものですから、地味過ぎはしないかなって思ったものですから、皆さんどうでしょう、これ。

(刑部 森の力再生班長)

封筒に入れて送るサイズが、金銭的な問題もありまして、それになっているんですけど、費用的なもので印刷がそのぐらいで、僕たちも頑張って考えたものですが、大量に配ったというわけで、その程度になってしまっているのと、あと企業の皆様にはもう少し大きなものを配らせていただいております。あわせまして、そちらは小さな紙なんですが、県民だよりとか、各市の広報紙なんかでも、そんな情報提供なんかもさせてもらってはあります。

(波多野委員)

大きさはいいんですけどね、何かちょっと色が地味かなと思って。

(刑部 森の力再生班長)

正直、2色刷りの限界がそのくらいで、緑と黒の感じでつくらせてもらったものですから、カラーだともう少しきれいなものができるかもしれません。

(小南委員長)

ありがとうございました。まだまだ御意見あるかなと思いますが、少々時間が押しているということもありますので、先ほどの年間開催計画にありますので、今年度まだ委員会ございますので、事業の進め方等、全般に関する御意見は、また次の機会にいただければというふうに思います。

それでは、大変貴重な御意見をいただきました。特に子供たち、あるいは若い世代により周知を図るというのは私も同感です。先ほど挨拶で申しましたように、この事業がよかつたなど本当に実感してもらえるのは、今から何十年後かの人ということになりますので、そういう意味でもやはり子供たち、若い世代への浸透というのが大切なというふうに思っていますので、いろいろ工夫をお願いしたいと思います。

それでは、今までいただいた委員の皆さんの御意見を踏まえまして、引き続き事業を着実に実行していただくようお願いいたします。

次に、進めさせていただきますが議事の3ですね、令和2年度事業費実績の報告について、事務局よりお願ひします。

(刑部 森の力再生班長)

続きまして、森林計画課の方から説明させていただきます。資料3を御覧ください。まず上の表ですけれども、森の力再生事業第2期10カ年計画の実績を整理したものになります。事業量としまして、人工林再生整備と竹林・広葉樹等再生整備を合わせまして、第2期全体計画は10カ年で1万1,200haを計画しております。整備実績は、その右側ですが、平成28年から令和2年までの5カ年間で5,613haの整備を実施しました。進捗率としますと全体の50.1%に該当します。うち令和2年

度の実績は太線で囲った範囲になりますとして、面積は 1,335 ha、事業費は 11 億 3,600 万円程度でございます。

下の表は、農林事務所ごと、地域ごとの整備面積を一覧にしたものでございます。一番右側が令和 2 年度の実績になります。

次に裏面を御覧ください。第 2 期の事業費の実績を報告させていただいております。こちらは平成 28 年度から令和 2 年度までの事業費の実績を間伐等の整備事業と、事業評価、県民広報に分けまして、表に整理してございます。右側の太線で囲んだ範囲が令和 2 年度の実績でございまして、間伐等の整備事業の部分は 11 億 2,086 万 6,000 円、これ全体の 99% に当たります。

残り 1% が事業評価であったり、県民広報であったり、そういう部分でございまして、上から行きますと、事業評価に当たる部分、評価委員会の運営に当たるような部分ですが、そちらが 61 万 9,000 円、県民広報に当たりましては、森の力体験ツアーやイベントですとか、昨年度は 5 年に 1 回の県民税の条例を検討する年度に当たりましたので、アンケート調査であったり、タウンミーティングを開催しまして、そういうものが 660 万 2,000 円、3 つ目がモニタリング調査で、整備効果について継続して調査を行っていますが、その経費に 494 万 1,000 円、その他事務費に 322 万 6,000 円で、合計しまして 11 億 3,625 万 4,000 円が昨年度の事業費の実績でございます。以上です。

(小南委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願ひします。いかがでしょうか、どうぞ御遠慮なく、先ほどちょっと急がせてしまいましたけれども、どうぞ御遠慮なくお願ひします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、今の時点では特に御意見いただけませんが、引き続き御報告に従いまして、事業を着実に実行していただくようお願ひします。

それでは、議事を進めさせていただきます。次に、議事の 4 ですね、令和 2 年度事業分の評価対象箇所の選定について事務局より説明をお願いします。

(大石 産業政策班主任)

では、御説明させていただきます。森の力再生事業評価委員会は、前年度に実施した箇所について、評価、検証していただいておりますので、評価対象箇所の選定をお願いいたします。資料の 4-2、4-1 を御覧ください。あらかじめ事務局から選定案を用意いたしましたので御説明します。

令和 2 年度の実施箇所数は、人工林再生整備事業のうち、緊急性を有する人工林で環境伐を実施する一般型が 135 カ所、風倒被害地の緊急的な倒木等の処理を実施する災害対応型が 21 カ所、緊急性を有する竹林・広葉樹林での整備伐を実施する竹林・広葉樹等再生整備事業が 18 カ所、計 174 カ所を実施いたしました。

例年、評価委員会の開催時間を考慮いたしまして、このうちの 20 カ所程度を評価対象として選定しております。事務局では①事業規模が大きい箇所、②事業単価が高額の箇所、③全農林事務所が必ず評価を受けること、いわゆる地域バランスなんですけれども、この 3 つを選定基準に選定いたしました。この結果、選定した箇所数が下の表になるんですけれども、3 選定箇所数のとおりとなります。内訳は、一般型が 15 カ所、災害対応型が 4 カ所、竹林・広葉樹等再生整備事業 5 カ所、計 24 カ所となります。

裏のページを御覧いただきまして、こちらが選定した 24 カ所の一覧となります。

資料の4－2は全事業箇所の一覧となります。こちらのA3のカラー刷りの資料で、こちらが4－2になります。こちらが今の174カ所のそれぞれの箇所をあらわしております、それぞれ一般型、災害対応型に分かれております。事務局案で選定した今の24カ所は黄色で色づけしております。例えば事業規模の大きい箇所として選定した箇所は、面積の部分に丸をつけてあります。事業単価の高額な箇所として選定した箇所は、単価の部分に丸をつけています。1つ例を挙げてみると、人工林再生整備事業の単価の高い箇所としましては、6枚目の101番、こちらを選定しております。

続きまして、資料4－2の次にあるA4の裏表の紙になります。こちらが整備者ごとの令和2年度整備実績です。昨年度の評価委員会で整備者ごとの事業実施件数などの実績をわかるようにという御意見をいただいておりましたので、参考に御覧ください。表の着色されている箇所は、先ほどの24カ所の評価対象箇所に選定された整備者です。表中の一番右の列に丸が記載されている整備者は、令和2年度に新規参入した整備者であることを示しています。

裏面には、参考に令和元年度、平成30年度の整備者の実績集計を同様に載せております。

資料が飛んで申しわけないですが、資料の4－3を御覧ください。こちらの資料は、評価対象箇所の位置図となります。令和2年度の施工箇所には、資料4－2の一覧表に合わせた番号を振り、色づけしております。事務局案の選定箇所は丸で囲んでいる場所となります。

以上で事務局案の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

(小南委員長)

ありがとうございました。この評価対象箇所の選定というのが、今回の会議の一番主要な議題になるかなというふうに思います。あと、時間に関してもう大分取り戻しまして、少し余裕が出てきましたので、資料もかなり詳しいものがたくさんありますから、じっくり御覧いただきたい、いろいろ御意見をいただきたいと思いますけれども、御意見がありましたらどうぞよろしく、どんなことでも結構ですので、よろしくお願ひします。

(檜本委員)

ちょっと資料がいっぱいなので、見方を教えてもらいたいんですけれども、先ほどの資料2における対応と関係するんですけど、A3実績一覧の資料を見させてもらって、右の方に「木材木用途」と書いてありますよね。伐採した木材をどこに使ったかということが書かれているんだと思うんですけど、全量が何かには使われてますよね。伐採木を搬出したか、何かに使ったかということになっていると思うんですけど、ルール化がされているという理解でいいのかな。必ず伐採した量が全部簡易木製構造物の使用か、搬出か、浸透能促進工、どれかに利用されているということですね。なので、さっきの提言に対する対応の伐採木を有効に使いなさい、いろいろ林内で使ってますよという話があったんだけど、これはもうルールとして、搬出しない場合には林内で利活用しているという見方でいいんですか。

(刑部 森の力再生班長)

先ほどのスライドで見ていただいたように、伐採した木は、基本的には等高線上に横に並べてくださいというのが、この事業のルールになっております。そこが一番「浸透能促進工」と書いてあるところなんですけれども、等高線上に切った木を並べることで、浸透をする機能を高めるというような形で、そういう木材の活用となっていまして、伐採した木をちゃんと整理して、林内では等高線上

に固定するというようなことで活用するような形になっております。

(檜本委員)

ということは、先ほどの提言の対応というのは、いつのタイミングかわからないけど、今はルール化されているということですか。

(刑部 森の力再生班長)

そうですね、基本的にはそういったことで、切った木は丸太柵に使ったり、等高線上に並べるというようなことで使っていただくようにしております。

(小南委員長)

今の回答でよろしいですか。ありがとうございました。それでは、いかがでしょうか。

(倉田委員)

倉田です。今、檜本先生の方から質問のあった内容とちょっと似ているんですけど、今までの認識ですと、整備して搬出できないものの方が結構多いので、あまり木材は外部へ持ち出して利用するのは難しいよと、ごくわずかしかできませんよという話がこれまでずっとあった話だったかと思います。

このパンフレットでさっきからずっとちょっと何となく腑に落ちない部分があったのは、ここの中の真ん中のところに、さっき刑部さんからの報告もありましたけど、住宅にして三百何棟分の材料、住宅に換算するとそのぐらいの分を出しましたよというか、切りましたよという話だったんですね。今このパンフレットにもまとめて書いてあるので、ものすごいな、5,600棟というともものすごい数の住宅に使われたのかなって、ちょっと一瞬思うんですけど、今までの報告と、いろいろな説明を伺うと、そうではないというところがありまして、何かちょっとそこがさっきからずっと矛盾していまして、じゃ実際それが何に使われたのかということは、一切どこにも書かれていません。わからないんですけど、これは住宅に換算するとということで、実際は住宅には使われてないですよね。

(刑部 森の力再生班長)

林内で使っているのが 90%以上です。

(倉田委員)

出すものはほとんど、要は荒れた森を整備するので、使える材料というのはほとんどなくて、仮に出したとしても、市場に出して売れるようなものじゃないぐらいの感じの。

(刑部 森の力再生班長)

いいものも悪いものもありますから、これは本当に単純計算で、昨年度 380 棟で、14 年ぐらいたつと 5,600 棟ぐらいになりますよという単純な計算になります。

(倉田委員)

令和 1 年までの、ですね。

というのは、ちょっとこここのパンフレットはすごく格好よく書いてあるような印象がありまして、そうなると、今ちょっと世間をにぎわしているウッドショックの話が出てきまして、だったら、これは私が入っている業界の建築とか土木とかの仕事を普段していまして、このウッドショックが非常に世間をにぎわせているというのが今現況で、そうしますと、先ほどの檜本先生のルールの話もちょっとあれかもしれないんですけど、この森の力再生事業で、仮に伐採した材料が、以前ちょっと私も質問しましたけど、市場に出て売れた場合には相殺されるんですかと言ったら、されませんという話だったので、あくまで森から出た後の部分については、事業者さんというか、山主さんとか、そういう方の責任の範疇ですよと、費用負担とか、その辺はですね、という話も聞いていたので、自分はわかっているつもりなんんですけど、そうなると今のこういう木材が足りないよという市場の中で、こういう書き方をしてしまうと、ウッドショックで材料が足りないから、山を持っているんだけれども、木を切り出すのに、この補助金使ってカットすれば、市場に出て、そこで補助金使ったにしても、相殺されないならばということに利用できるのかなっていうちょっと勘違いを起こされるケースもあるのかなと思ったので、その辺がちょっと今この住宅換算とはいいとは思うんですけど、ちょっとその辺がやはり今言う話で、特に今木材が足りない中で、何とか材料を入手したいよという業者さんもたくさんいらっしゃるですし、実際もう今いろいろな問題が生じているわけですから、そういうのも絡めて、何かその辺のとらえ方、今ちょうどたまたまタイミングがそういうことがいろいろ重なっているものですから、その辺はっきり明確にしておかないと、多分ちょっと混乱してしまうというか、そういう問題がもしかしたら出てきてしまうかなという懸念があったので、意見を述べさせていただきました。以上です。

(小南委員長)

かなり重要な指摘だと思うんですが、いかがでしょうか。

(刑部 森の力再生班長)

確かに、「年間 380 棟」とここに書くのと、14 年間を累積して「5,600 棟」と書くので、イメージされる数字で全然違うのかなと思います。森の力再生事業は、持ち出して使えるものは、現実としては毎年、各整備実績を 2 回目に報告するときなんですけれども、大体 5 %とか 6 %ぐらいの木材を外に運び出しましたみたいな説明をすることが多いんですが、大体そんなレベルの実際の利用の程度だと思っていただければなと思います。

例えば、このリーフレットですけれども、年間 380 棟という情報を一緒に書いておけば、規模感とすればそのくらいなのかなというのがわかるかもしれない、またこの表示については少し見直しをしていくことも考えます。確かに十何年間をまとめた数字を書いてしまうと、年間 380 棟では、若干感じるものが違うと思います。

あわせまして、林業として森林整備で木材を生産するという部分は、私どもは森の力再生事業とは別に、林業を支援するという事業を実施していまして、そちらの方では木材生産の方を一生懸命御支援させてもらっています。そちらの方で十分木材生産の方は対応しながら、木材生産が適地じゃない場所、荒廃てしまっている場所については森の力再生事業をやっているので、両方で両輪でやっていくということで対応しています。よろしいですか、答えになっていますか。

(倉田委員)

ちょっととらえ方が、住宅に比較する数字のことを言っているわけではなくて、それを換算してしまっていることがおかしい。

(刑部 森の力再生班長)

木材使用量の方が、木材量の方がわかりやすいですか。

(倉田委員)

単純にわからないですが、木材と言っても、間伐材から、いい角材とか、市場に出せるグレードのものから、ランクがたくさんあるので、その辺がちょっとわからないんですけど、これも一緒にたにして住宅に使えるとして換算してしまっているので、表示の仕方がおかしい。

(刑部 森の力再生班長)

丸太は丸いものですから、それを四角くするのに、歩留まりがあるんですが、そこから木材にしたものを作り出すという単純な計算をして、これ出ているんですけども、そういう部分ですか。

(倉田委員)

木材はそういう単純な計算ができないので、ちょっとそれが、業者さんが見たら、ちょっと勘違いしてしまうんじゃないかな。

(小池 森林計画課長)

すみません、御意見いただきましてありがとうございます。元々林業が成り立たないところについて手厚く支援していくと、それで森の力を再生しようという事業の中で、ちょっと林業を連想させるような成果のあらわし方、その辺がちょっと問題じゃないかなということですね。

(倉田委員)

誤解を与える。

(小池 森林計画課長)

そのあたりはおっしゃるとおりかと思います。わかりました。パンフレットは、先ほどからいろいろ話題になっております広報としてとても重要な部分を担いますので、木材の使い方、もちろんもつたないものは出して使ったりはするんですけど、そのあたりの成果のあらわし方というところについては、もう少しまた事務局の方で検討させていただこうと思います。ありがとうございます。

(小南委員長)

ありがとうございました。引き続きそういう点に十分配慮いただきながら、広報等もお願いしたいと思います。ほかに御意見ありましたらお願ひします。

(豊田委員)

ちょっと枝葉末節的な質問ですけれども、4-3の資料の25ページと振ってあるところですね、評価対象箇所の中遠農林事務所管内の地図なんですけれども、磐田市かみます(神増)というんでし

ようか、そこ丸が2カ所あるのは、2カ所を含めて2.10haということでよろしいわけですね。そういうことでいいですね。

(中遠農林事務所)

そうです。実際には磐田市神増（かんぞ）というところと、あと大平（おいたいら）という磐田市旧豊岡村の中なんですけれども、2つ合わせて2.1haになります。

(豊田委員)

わかりました。ときどきあるんですが、地図が離れていて、同じ地番かなとふと思って、ひょっとしたら丸のつけ間違いかしらと思ってしまったものですから、質問させていただきました。ありがとうございました。

(小南委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。資料にまだ不明な点があることについてでも、どういうことでも結構ですので、ことしから新しく委員になられた方もおられますので、資料の見方等、わからない点もあるうかなと思いますので。いかがでしょうか。大体例年この選定の基準、面積の大きいところ、単価が高いところ、それから全部の事務所から選ぶ等々、基準について大体毎年御質問を、特に新しく委員になられた方からは御質問をいただくことが多いんですけれども、この基準については大体御納得いただけるということでおよろしいでしょうか。特にこれはよろしいということで。

(檜本委員)

今、委員長から説明のあった基準については特にこれで結構かなと思います。ちょっと教えていただきたいのは、これは昨年度実績の中で調査する箇所を今選ぶということですね。それ以外の150カ所については、今後調査に入ったりということはあるんですか。もう以降の調査は何もないということですか。

(小南委員長)

事務局の方、お願いいいたします。

(刑部 森の力再生班長)

昨年度の事業評価という部分では、抽出した21カ所を評価していただくという流れになります。あと3年後に更新状況、3年後どういうふうに事業成果が出てきたかというのを、改めまして調査しまして、こちらをもう1回3年後に皆さんに御説明させていただくというような、そんな機会がございます。

(檜本委員)

それは全箇所が対象ということですか。

(刑部 森の力再生班長)

一応全箇所を調査しまして、その中からまた同じように抽出して報告させてもらうという形になります。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。それではいかがでしょうか。どうぞお願ひします。

(木村委員)

ちょっと忘れてしまったので、教えていただきたいのですが、新規参入の事業者以外で、過去に評価対象となっていない、右から2番目のところに丸がついてないところは、今までも何年も参加しているけれども、評価されずに、評価対象にならず、すり抜けてきているのか、それとも単純に去年とか一昨年新規参入して、2年目、3年目だから漏れているのか教えていただきたいです。

(刑部 森の力再生班長)

過去に1度も受けたないという意味ではすり抜けてきたという言い方は合っているのかどうかわからないですけれども、そういうしたものになります。大体面積が小さかったり、入って数年ぐらいの事業者の方が多い、そういう大体整備者の皆さん、入ってくるときは小さめに入ってきて、だんだん実績を踏まえながら、大きな面積をこなしていくという方が多いですから、そういうことがあります。

(小南委員長)

ということですが、よろしいでしょうか。

(木村委員)

例えば5年以上もずっと参加しているのに1度も受けたないのであれば、どこかのタイミングで見るのもありなのかという気がします。

面積がものすごく少ないとなると、ちょっとわかりませんが。

(刑部 森の力再生班長)

そういうことがわかるようなことで、この表が整理されているという意味だと思っております。

(大石 産業政策班主任)

選定基準ということで、ちょっとお話しさせていただきますけれども、今先ほどの3つの基準で選定させていただいておりますが、長期間すり抜けている事業体がいるということであれば、そこを加えるかどうか議論をして検討していっていただいた方がいいのかなと思います。評価箇所に追加していくようでしたら、検討をお願いしたいと思います。

(小南委員長)

それは今後という意味ですか。

(大石 産業政策班主任)

今後です、この評価委員会の場で。

(小南委員長)

きょうということですか。

(大石 産業政策班主任)

もし入れるとしたら、今追加することも可能ですので。

(小南委員長)

そうですか。ということで、この場でリアルタイムで検討しようというお話でございますけれども、いかがでしょうか。改めて確認しますと、資料4-2の、よろしいですか、事務局の方、よろしいでしょうか。この場でさらに検討して、少し選定箇所を、ここもやった方がいいんじゃないかなというような追加をするというようなことでも、議論の結果、そういうふうになつてもよろしいでしょうか。

(大石 産業政策班主任)

それで大丈夫です。

(小南委員長)

わかりました。ということですので、ここも、今の資料4-2の評価対象にしばらくなってないというようなところも、そういう観点からも選んだ方がいいじゃないかということなんですねけれども、それも見たところ結構何カ所かありますので、皆さんにこの場で具体的に選んでいただくというのが、そう簡単ではないように思うんですが、

(大石 産業政策班主任)

すみません、その評価していただけに当たっての資料なんですけれども、4-2の表のところで一番右列の2つの列ですね、過去評価対象となった整備者が空欄で、かつ一番右の列の新規参入事業体というところも空欄である場所が、今追加でするかどうかというところの対象事業体になります。そこの中から選定ということになりますので。

(小南委員長)

そうなんですねけれども、ただ委員の皆さん、この資料を初めて御覧いただいて、両方空欄になっているところも結構ありますので、委員の皆さんから、ここをやった方がいいんじゃないかなという御意見をいただけるとありがたいですけれども。

(倉田委員)

今の木村委員のお話聞いて、ちょっとチェックというか、パッパッと見た感じなんですけど、東部のアラハラスヤッホというところと、それから中部の静岡県森林組合連合会、こちらが新規参入でもなく、過去1度も審査を受けてないんじゃないかなというのと、あと、これ今先ほどちょっと説明聞き落としてしまったんですけど、このA4の一覧表の濃いところは審査対象ということでよかったです。そうしますと、今フォレストラヴェルというところが抜けてはいるんですけど、今回の一覧

表に濃くなっているので、そこはもう既に審査対象になったよということでよろしいでしょうか。そうしますと、先ほど申し上げたアラハラスヤッホというところと、静岡県森林組合連合会というところが、多分新規参入でなく、過去に審査対象になってないというところだと思います。

(小南委員長)

今2カ所御提案がありましたけれども、資料でいきますと、番号でいきますと31番、32番のアラハラスヤッホという整備者、それから2つめくって77番、静岡県森林組合連合会のところですね、ここ2カ所加えたらいかがかという御提案ですけれども、ほかの委員の方からも、ここも。

(豊田委員)

あと鈴木造園さん。

(小南委員長)

すみません、一番左側の番号でお願いしたいんですが。

(豊田委員)

竹林・広葉樹林の一番最後のページの鈴木造園さんというところもそうかもしれない。

(小南委員長)

5番、6番のところですね。

(豊田委員)

そうです、5番、6番です。タケですけど。

(小南委員長)

今3カ所ですね、東部で1カ所、それから中部で1カ所、それから今のところはまた東部ですね、東部で2カ所になりますね。

(委員)

34番の静沼林業さんも。

(小南委員長)

34番の静沼林業さんですね、これも東部ですね。ちょっと東部が多い感じになりましたけれども、きっと見たところ、西部は余り該当するのがないようですけれども、ということで今もう1回まとめますと、東部の31、32番のところ、アラハラスヤッホ、それからめくってやはり東部34番の静沼林業、それから77番、中部の静岡県森林組合連合会、それから一番最後ですね、竹林・広葉樹で5番、6番の鈴木造園、今のところは委員の方々からここも入れてはどうかという御意見ですけれども、事務局の方、いかがでしょうか。ちょっと箇所数が何箇所かになりましたが。

(刑部 森の力再生班長)

できましたら 31、32 はどちらかということで、箇所を特定していただければと。

(小南委員長)

もう一度、マイクでお願いします。

(刑部 森の力再生班長)

アラハラスヤッホという名前が出ているかと思うんですけども、No. 31、32 ということで、今回各整備箇所ごとにこれから評価調書をつくることになるので、できましたら 2 件だと 2 個評価しなきやいけなくなるものですから、どちらか選んでいただければと。

(小南委員長)

2 カ所はこれだけだったかな。

(刑部 森の力再生班長)

あと 37、45 も、そのうち例えばですけれども、面積の一番大きな、例えば 45 番が面積が大きいと思われますので。

(小南委員長)

そうですね、2 カ所載っているところは、面積の大きい方を評価していただくということでよろしいかと思いますが、それは皆さんよろしいでしょうか。2 カ所載っているところは両方やると別々に書類作成していかないといけないということなので、それはちょっと大変だと思いますので、面積の大きい方を資料作成していただくということで。では、同じところが 2 カ所載っているところは面積が大きい方ということでお願いするということですが、その条件で今御意見いただいた箇所は全部つけ加えていただくということで大丈夫でしょうか。

(檜本委員)

後、フォレストラヴェルも。

(大石 産業政策班主任)

フォレストラヴェルにつきましては令和 2 年度で評価しますので、今のお話しいただいた 4 カ所を加えまして、評価していただくということとさせていただきたいと思います。

(小南委員長)

では、4 カ所全部加えていただくということで、対応いただけることでよろしいですね。わかりました、ありがとうございます。大丈夫ですか、よろしいですか。

(渥美 産業政策課長)

念のため、資料上の番号で確認をさせてください。まず東部地域ですね、2 枚目 12 ページにございます 34 番の 7.21 ha、それと 45 番、アラハラスヤッホさん 3.61 ha、それと次のページになりますが中部 77 番、静岡県森林組合連合会さんの 3.72 ha、それと最後のページ 16 ページの鈴木造園さん

の5番1.67ha、以上ということでよろしいでしょうか。

(小南委員長)

わかりました。では、大事なところなので、もう一度読み上げますけれども、資料のページでいくと34番、それから45番、それから77番、それから竹林・広葉樹林に移って5番、以上を評価対象箇所として追加するということで、皆さんよろしいでしょうか。(「了解」の声あり)では、そのような追加ということでお願いいたします。

ほかに何かそれ以外に御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、いろいろたくさん御意見いただきました。いただいた御意見をもとに今確認したところを事務局案に追加して評価対象を選定するということでよろしいでしょうか。(「了解」の声あり)ありがとうございます。それでは、今事務局案に追加したとおりで了承いたします。第2回の評価委員会に向け、事務局は選定箇所について個別の評価調書の作成をお願いします。ありがとうございました。

それでは次に、議事の5です。事業実施箇所のモニタリング結果の報告について、事務局より説明をお願いします。

(鷲山 森林・林業研究センター主任研究員)

お願ひします。農林技術研究所森林・林業研究センターの鷲山です。事業実施箇所の第2期モニタリング調査について、4年までの調査結果を報告します。

森の力再生事業モニタリング調査は、森の力再生事業の施工地について、整備後の林分動態や生物多様性を経年的にモニタリングすることを目的にしています。モニタリング調査は、平成28年度から県内の事業施工地10カ所を対象に行ってています。調査項目は、立木、土壤、光環境、下層植生及び下層木、鳥類です。調査時期ですが、立木等の調査は10月から11月、土壤浸食度の調査は6月から8月に実施しています。鳥類の調査は繁殖期の6月から7月と、越冬期の12月に実施しています。調査項目ごとの目的については、後ほど各項目の結果とともに報告します。

調査地の位置について説明します。県内各地に平均的に散らばるよう、計10カ所を設定しました。調査地は平成28年度に設定しました。ただし、伊豆市については当初予定していた28年度の事業が実施できなかったため、平成29年度から事業を実施しました。

調査地の概要について説明します。御覧のように、スギやヒノキの人工林で、林齢は40年生を超えることがほとんどです。また、標高は50mから980mとなっています。各調査地は環境伐として約40%の伐採を行っています。

最初に、モニタリング調査の結果について、まず説明します。立木は風倒害の強さの指標である形状比が穏やかに改善する傾向にあります。土壤浸食は、落葉や枝などの有機物の層であるA0層が林床を覆っており、昨年度に引き続き良好な状態を保っています。光環境としては、枝葉の成長により減少する傾向にありますが、整備の効果は維持されています。下層植生の状況ですが、植被率はおおむね増加傾向ですが、調査地間のばらつきが大きいです。種数については、整備後にすべての調査地で増加し、4年目は減少に転じました。シカによる食害は全調査地で確認され、下層植生はシカが余り好まない食圧に強い種が優占する傾向がありました。着花、結実確認種数は整備後に増加し、3年目から4年目はおおむね横ばいで推移しています。下層木の本数は、おおむね変化はありませんでした

た。鳥類の状況は整備区と対照区で明確な差は見られませんでした。

結果の詳細を説明する前に、植生調査のプロット設定について説明します。なお、鳥類調査は違った設定をしているので、改めて説明します。各調査地の整備前に10m四方のプロットを4カ所設定しました。また、調査地内には30m四方の無施工の対照区を設定した上で、この中に10m四方の対照プロットを設定しました。1調査地には合計5カ所のプロットがあることになります。また、各プロット内には下層木を調査するための1m四方のサブプロットを3カ所設定しています。

それでは、調査結果を報告します。まずは立木密度について説明します。調査プロットの立木本数を調査し、1ha当たりに換算しています。各調査地とも施工を行ったプロットでは、おおむね40%程度の伐採が実施できています。施工後も各プロットの本数など、継続して調査し、倒木や枯死の有無を確認しています。現在一部の立木の枯死などにより、密度が減少している箇所もありますが、大きな変化は見られません。棒グラフを見ますと、調査地によって立木密度が大きく異なります。グラフの一番右側を御覧ください。調査地の中でも浜松市佐久間は突出して密度が高く、伐採してもなおヘクタール当たり2,000本の密度があります。こうした状況の違いが、植被率や種数を左右するため、調査地を比較する際には留意が必要です。

続きまして、形状比について説明いたします。形状比は、樹高を胸高直径で除した値です。樹高が同じであれば、太い木ほど形状比は低くなります。よって形状比が高いほど、細い木であり、強風で倒れやすくなります。立木の密度が高い状態で放置されると、細い木が多くなり、形状比が高くなるので、伐採により密度を調整することが必要になります。おおむね形状比80が目安になり、80以下であれば風倒害が起こりにくく、望ましいとされています。

調査結果から、形状比が80以下の施工地が4カ所となっています。グラフの赤の破線が整備区の平均、黒の破線が対照区の平均です。そのほかの線は各調査地ごとの整備区の値を示しています。形状比は立木の肥大成長に伴って変化するので、整備後穏やかに形状比が改善する傾向にあります。なお、今後スライドでお見せする折れ線グラフは、これと同じように作成しました。

続きまして、土壤の浸食度について説明いたします。土壤浸食度は調査プロットの中の土壤の状態を調査員が目視で確認し、0から4までの5段階で評価しています。数字が小さい方がA0層といわれる落葉や枝葉などの有機物の層が全面を覆っており、土壤の浸食が進んでいないところ、一番大きい4が、全体的にガリーと言われる浸食による溝が見られる浸食が進んだ状態です。評価が0から2程度であれば浸食が少なく、良好な状態だと考えます。調査の結果、すべての調査地でA0層が林床を覆っていることがわかりました。経年では大きな変化は見られませんでした。

続きまして、林内の光環境について説明いたします。光環境は開空度、rPPFDの2つの方法で調査しています。開空度は魚眼レンズを用いて、プロットの中心から上を見上げて林間の写真を撮影し、写真の中で空が見える部分が何%かを画像解析ソフトを用いてあらわしたものです。開空度が5%以下ですと、下層木に枯死が発生し始めると言われています。rPPFDは林内と林外の光の量を対比したもので、林内の光環境を評価する指標です。広葉樹の更新を促すためには10%以上、広葉樹の生育を維持するためには15%以上が必要と言われています。一般に伐採によって林間にすき間が開くため、伐採直後は光環境がよくなり、その後徐々に木が成長して枝が伸び、林間が少しづつ閉塞して暗くなる傾向があります。

調査結果のグラフを確認いたしますと、整備区では整備の実施直後に上昇しますが、その後林間が閉塞していくことで下がっていく傾向となっています。対照区では時間の経過とともに、一貫して下がり続ける傾向があります。整備区と対照区の平均を見ると、現時点では整備により光環境の改善効

果が継続しています。

魚眼レンズの写真画像を御覧ください。写真を撮影した時点の天候等の条件で、見え方が変わっていますが、空の見えている面積が施工直後には増加しているのがわかります。その後徐々に木が成長して枝が伸び、林間が少しづつ閉塞していくことがわかります。

下層植生の調査のうち、植被率、種数について説明します。植被率の調査は、プロット内の植生について、植被面積を目視にて測定しています。また種数の調査は、シダ植物以上の高等植物の種名を確認しています。グラフの赤の下線が整備区の平均、黒の破線が対照区の平均です。植被率は整備後から4年間かけて徐々に増加し、植生が回復しています。対照区と比較して、整備区の方がより植被率が回復する傾向にあります。出現種数については、整備後にすべての調査地で増加し、4年目は減少に転じました。過去の調査でも同様の傾向が見られます。また、平均で見れば、整備区の方がより種数が多くなっています。

代表的な調査地の事例を紹介します。まずは、浜松市天竜区龍山の事例です。調査地の中では最も立木密度が低く、ヘクタール当たり800本前後、標高も200m前後と比較的低い調査地です。令和2年度の時点では整備プロットの平均植被率が最も高いのがこの龍山です。左のグラフを見ていただくと、植被率はおおむね整備後に上昇し、最大で62%になっています。一方、対照区は植被率が低いまま、ほとんど変化しません。右のグラフで出現種数を見ていくと、各プロットとも、整備後に大きく増えている状況が見られます。一方、対照区では元から種数が多いですが、これは大きな変化が見られません。

次に、浜松市天竜区佐久間の事例について説明します。整備前の密度がヘクタール3,450本と非常に高く、整備により42%の伐採を実施しましたが、それでも調査地の中では最も立木密度が高く、ヘクタール2,000本前後となっています。標高は700m前後であり、比較的標高の高い調査地です。令和2年度の時点では整備プロットの平均植被率が最も低いのがこの佐久間です。右のグラフを見ていただくと、出現種数は整備後に徐々に増えていますが、左のグラフの植被率は整備後もほぼ変化が見られません。

続きまして、下層植生の調査のうち、下層木の調査について説明します。調査地の各プロット内には、下層木を調査するための1m四方のサブプロットを3カ所設定しています。サブプロットごとに下層木の種及び本数等を調査しました。常緑性の高木種及び小高木種、低木種が見られます。前年度からの増減を太字で括弧内に記載しています。高木種としてはアラカシ、クスノキ、ツブラジイが見られました。全体として本数にはほぼ変化がありませんでした。

サブプロットの写真を御覧ください。1プロット内にこのような1m四方のサブプロットを3カ所設置し、この中で下層木の種及び本数等を調査しています。平成30年の写真と、令和2年の写真を対比してみると、引き続き下層木が生育していることが確認できます。

次に、シカ等による食害の調査結果について説明します。プロット内の植生調査で、それぞれの種ごとに食害の有無を確認しました。その結果、すべての調査地でシカ等による食害を確認できました。

次に、下層植生の構成種です。植被率の調査により、優占度1以上、プロット内の面積占有率が1%以上の種を表に記載しました。その結果、シカが案外好まない種や、食圧に強い種が多く残されていました。これらの結果を受けて、シカによる下層木の成長への影響を確認するため、令和2年度にシカの食害追跡調査地の設定を行いました。シカの嗜好性が比較的高い樹木を選定し、獣害防止ネットで囲い込みます。囲い込んだ区域の周辺で同種の樹木を対照木として選定します。ネット内外の調査

対象木の樹高、食害状況を記録し、比較することにより、シカの食害が下層木の成長に与える影響を確認します。これについては今年度の調査から経過を観察します。

続きまして、下層植生の調査のうち、着花・結実について説明をします。着花・結実は生物多様性の指標の1つとして調査しました。グラフの赤の破線が整備区の平均着花・結実確認種数、黒の破線が対照区の平均着花・結実確認種数です。調査の結果、整備後に着花・結実確認種数が増加し、3年目から4年目はおおむね横ばいで推移しています。

続きまして、鳥類について説明します。鳥類の調査は生物多様性の指標の1つとして調査しました。鳥類調査につきましては、先ほどの植生調査のプロットとは異なった設定をしました。調査区内の調査プロットの2地点、整備区外の周辺の森林対照区1地点を設定しました。調査地の中心から半径50m以内を対象として、30分以内に飛来した鳥を観測しました。時期については繁殖期と越冬期の計2回を調査しております。

調査結果を説明します。令和2年度調査で記録された鳥類は7目21科48種となりました。繁殖期は37種、越冬期は28種確認されています。種数、個体数、どちらも各年度のばらつきが大きく、調査地ごとにも大きく値が違います。4年ぐらいの調査結果では、整備区と対照区で明確な差は確認できませんでした。

例として、掛川市遊家の事例をお示しします。鳥類が餌を探ったり休んだりという行動の区分と出現個体数を繁殖期、越冬期それぞれ比較しました。調査区内の行動については、プロットごとにそれぞれ差がありますが、これだけですと整備区、対照区で異なる傾向は見られません。

最後に、モニタリング調査の結果について再度御覧ください。立木の形状比、土壌のA0層、下層植生の植被率については、森林の公益的機能の発揮に関係します。また種数などから生物多様性の回復状況も確認できます。調査結果からは、おおむね整備により森の力が回復する傾向は確認できると考えます。しかし、整備効果について調査地ごとにばらつきがあることや、シカ等による食害の影響などについては、今後も引き続き検討の必要があると考えます。また、鳥類の調査は短期間では明確な結果が得られる見込みが少ないとから、隔年に実施するなど、調査の見直しを検討しております。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

(小南委員長)

ありがとうございました。先ほど選定いただいた事業評価以外にも、より詳しい専門的な観測で、継続して効果を見ていくということが非常に大事なことであります。すみません、ちょっと私の進行が余り上手でなくて、また時間が押してしまったんですが、何かこれはというような御質問がありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、引き続きこうした専門的なデータもしっかりととっていただいて、学術的にも効果の方を確認していくいただくようにお願いしたいというふうに思います。

それでは最後に、本日の議事全体を通して何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか、何か言い残したことがありましたら。

(檜本委員)

すみません、初めてなのでいろいろ教えてもらいたいんですけども、今報告いただいた、長期モニタリングをして、森の力が再生していく様子を確認するというのは非常に大事なことだなと思うんですけども、その中で最後の方のお話にあったように、シカの影響というのは、植生に大きく影

響が出ると思うんです。

なので、そういった調査も必要だと思うんですけども、実績の中に事業内容として獣害防護柵というものが入っているものもあるんですけど、これはこちらから提案してなのか、整備者側の提案で行ったものなのかというのが1つお聞きしたいのと、先ほど倉田委員からも途中で指摘があったんだけど、林業としての事業なのか、そうじゃないのかみたいなときに、林業の分野でも防護柵付けないともうどうにもならない現状がありますよね。

そうすると、この事業がどういう目的かという指摘に対して、林業とそうじゃないところの境界が、非常に曖昧なような気がします。最初にちょっとと言った木材搬出か林内利用かというところも、せっかく切ったものだし、大きくなったものだから、使った方がいいとは思うんですけども、木材搬出を目的とする場合には、別途補助金があるわけですが、木材搬出が中心となっているものもありますよね。倉田委員が指摘したように、うまいことこの事業を使ってやろうみたいな考えで、この事業を利用しているというような場合の仕分けだとか、チェックしてあるのかどうかというのがちょっと気になったので、その2点ちょっと教えていただきたい。

(小南委員長)

ありがとうございます。事務局の方、お願いします。

(刑部 森の力再生班長)

シカの防護柵を申請の中でどう扱っているかということですけれども、それについては、まずなぜやっているかというのが、広葉樹を下層植生を増やすことを目的に事業を実施している関係で、通常の林業を支援するような事業で防護柵を設置する場合は、通常スギ・ヒノキの木を植えて、それがシカに食べられないようにという形でシカの防護柵を設置するんですが、今回森の力の場合は、整備をする前の状況で、食害が想像されるというような場所において、申請の段階で伐採した後に広葉樹が自然に生えてくる、その後シカに食べられないように、シカの防護柵を設置するということですので、ヒノキが大きくなることを考えているものとは全然考え方が違うものとして設置されているというふうに考えてください。それが申請の中で必要な場合は、整備者の方から提案して、それを審査会の方でチェックして、必要であれば補助金として支給するというそんな形です。

(檜本委員)

長期のモニタリングの中でこれからシカの影響というのは、はっきりしてくるんだろうと思うんですけれども、下層植生に限らず、広葉樹が生えるかどうかについても先ほどの説明だと、かなりシカの影響は大きいんじゃないかというような話ですよね。昨年度実績見ると、獣害防護柵を設置している事業はほとんどありません。今静岡県全域の、林業分野でのシカの問題を考えると、かなり広い面積で獣害防護柵の設置があってもいいのかなというふうに思うんですが、シカが多い地域なので、獣害防護柵を設置した方がいいんじゃないのというのをこちらが提案しているというのではなくて、事業者側の提案でということですか。

(刑部 森の力再生班長)

3年後に整備実績として下層植生の回復状況をチェックしています。また、そういう対策が必要な場所は何となく経験上わかっているものですから、そういったところで対応している状況です。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、まだまだ御意見あろうかと思いますけれども、お約束の時間になってしましました。すみません、私の進行が余り上手でなかつたところはおわびします。ですから、皆様にきょうは大変貴重な御意見、有意義な御意見をたくさんいただいたと思います。そのような御意見いただいたこと、それから議事の進行に御協力いただいたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。ここで進行を事務局にお返ししたいと思います。

(渥美 産業政策課長)

小南委員長、どうもありがとうございました。それでは、最後に事務局から御連絡いたします。

(大石 産業政策班主任)

次回予定しております第2回の日程につきましては、改めて委員の皆様の日程を御確認した上で決定させていただきます。後日日程調整の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

(渥美 産業政策課長)

それでは、全体を通しまして、最後にもう一度御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれをもちまして、令和3年度第1回森の力再生事業評価委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。